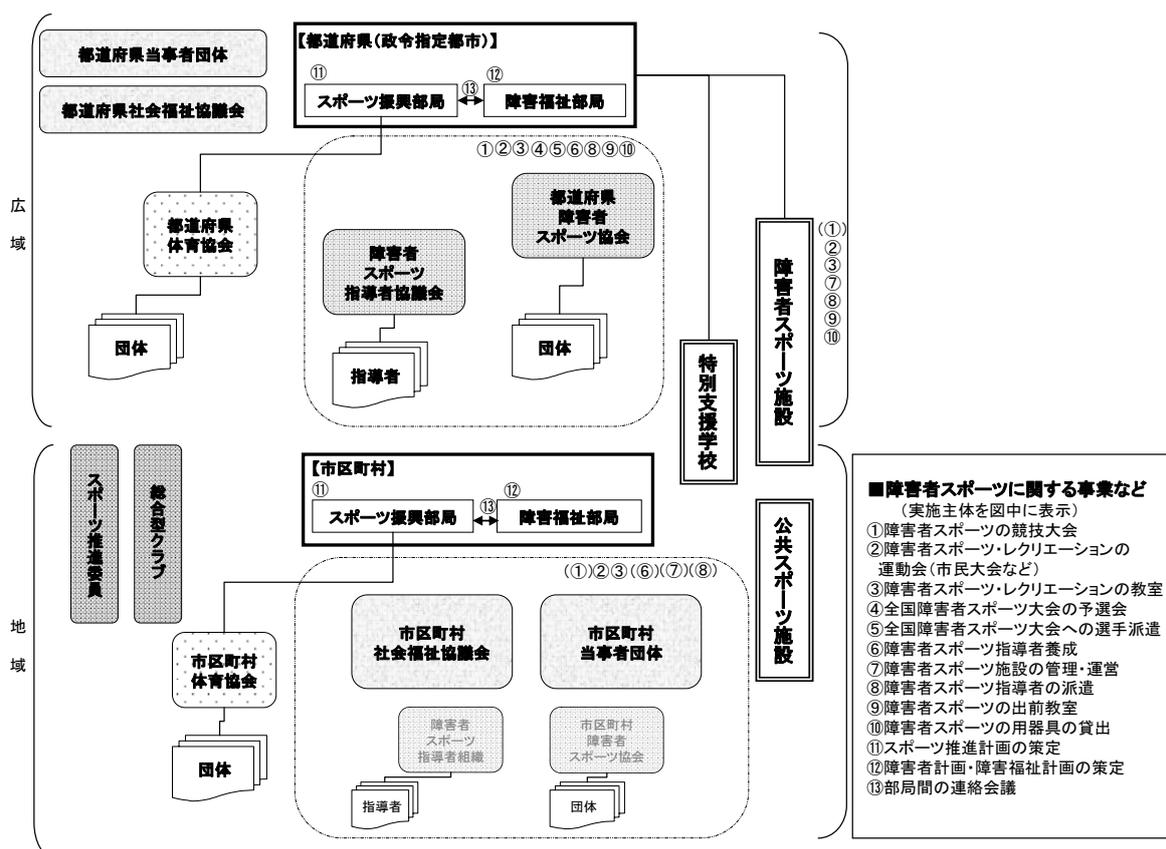


Ⅲ. まとめと提案

まとめと提案

今回の調査によって、地域における障害者のスポーツ参加に、多くの組織がさまざまな形で関わっていることが確認された。組織と事業の関係を整理した地方自治体における推進体制を図表 5-1 に示した。障害福祉行政をベースとした体制に、スポーツ振興行政部局と非営利スポーツ組織が関わっている状況が明らかとなった。

図表 5-1 地方自治体における障害者スポーツ推進体制図(再掲)



地域における障害者のスポーツ参加の現状は、個々の障害の種類や程度などを反映して極めて多様である。事業の形態でみると、大きく3つに分類できる。

1) 障害者スポーツへの参加

障害福祉施策として実施される障害者スポーツ・レクリエーション事業(施設提供サービスを含む)に参加。

2) 一般のスポーツ参加

一般のスポーツプログラム(サークル、教室、イベントなど)に、特別な配慮を必要としない、主に軽度の障害者が参加。

3) 健常者とのスポーツ交流

障害福祉分野とスポーツ分野どちらかの呼びかけによる、健常者の障害者スポーツ体験や、障害の有無に関わらず楽しめるスポーツでの健常者と障害者の交流。

障害福祉施策における障害者スポーツは、障害者の生活支援の一部として扱われるため、市区町村レベルで十分なサービスが提供されているとは言い難く、事業が実施されていない自治体も少なくない。障害者の運動会や障害者のスポーツ教室が行われている地域でも、多くの場合は障害者の家族や社会福祉協議会等の関係者の熱意に支えられている。たとえば浜松市では、東京パラリンピック以前の1956年から障害者のスポーツ大会が開催されている。市内の身体障害者の関係者による最初の「浜松市身体障害者更生総合訓練大会」は、その後知的障害者も加わり、2012年には「浜松市障害者スポーツ大会」として57回目を迎えた。

また、地域のスポーツクラブに多少の配慮を必要とする障害者が参加している場合があるが、障害者に関わる職業の人や障害者に理解のある人がクラブにいた、などの偶然によることが多い。

スポーツ基本法(2011年)に障害者のスポーツの推進が明記されたことを受けて、スポーツ関係者による具体的な行動が求められている。調査結果に基づいて、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動充実のための提案を以下にまとめた。

1. スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携:スポーツ側からのアプローチ

障害者が身近な地域でスポーツに親しむ環境をつくるためには、都道府県のスポーツ関連組織(体育協会、スポーツ推進委員協議会、広域スポーツセンター、レクリエーション協会など)が、都道府県の障害者スポーツ関連組織(障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会、障害者スポーツ施設など)と連携し、情報や人材を含む資源を効率的に共有することが重要である。地域スポーツ現場には、障害者の受け入れに関する指導・助言、指導者の派遣、地域の障害者団体や福祉団体等の紹介など、障害者スポーツの専門性やネットワークの還元が期待できる。

都道府県のスポーツ関連組織と障害者スポーツ関連組織との連携によって、健常者と障害者のスポーツ交流の機会が増えつつある。都道府県障害者スポーツ協会の働きかけを通じて、障害者や障害者スポーツ関係者が総合型地域スポーツクラブで活動する健常者と交流する取り組みは、事例で紹介した大分県や秋田県以外でも行われている。福岡県障害者スポーツ協会と地元の大学(久留米大学、九州共立大学、西日本短期大学)、障害者スポーツ指導者組織および行政が連携し、3地区の総合型クラブで健常者と障害者がともに楽しめるスポーツ教室を展開した「ASプロジェクト」は、スポーツ関係者と障害者スポーツ関係者の幅広い連携を実現した好例である。

また、東京都スポーツ推進委員協議会は、東京都スポーツ振興局と東京都障害者スポーツ協会の協力のもと、地域のスポーツ活動で今後障害者を受け入れていくことを想定し、障害者スポーツに関する知識の習得や研修に積極的に取り組んでいる。地域の障害者スポーツのイベントや教室にスポーツ推進委員が関わっている例は、すでに一部の自治体で見られるが、都道府県レベルの組織的な活動は地域における障害者のスポーツ参加機会の拡充や、障害者にスポーツを指導する人材の発掘にとどまらず、広くスポーツ現場における障害の理解の促進にもつながるだろう。

スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携は、これまで主に障害者スポーツ側からの呼びかけによって実現してきた。連携の成果を広く普及するためにも、今後はスポーツ組織からの積極的なアプローチに期待したい。

2. 都道府県の障害者スポーツ推進体制の強化

市区町村の障害者スポーツ推進体制は小規模かつ属人的であるため、障害者スポーツ協会などの統轄組織がある市区町村はごく一部である。このため、地域の障害者のスポーツ振興に、都道府県の障害者スポーツ担当部署、都道府県障害者スポーツ協会および都道府県障害者スポーツ指導者協議会の果

たす役割が大きくなっている。しかし、担当部署と障害者スポーツ協会の体制が脆弱で、全国障害者スポーツ大会（予選会の開催と本大会への派遣）と公認スポーツ指導員の養成以外の事業が十分に行えず、県内の普及活動に手が回らない自治体も少なくない。

前述したスポーツ組織との連携のためには、障害者スポーツ協会を中心とする都道府県障害者スポーツ関連組織の体制強化が必要となる。全国障害者スポーツ大会の開催予定がある自治体には、障害者スポーツ推進体制の強化を大会のレガシーに位置づけることを期待したい。2011年の「おいでませ！山口大会」の開催が決まった早い段階から、大会後に予算が大幅に削られることがないように、長期計画で体制を整備した山口県の例は参考になる。

障害者スポーツ協会の体制強化には、障害者スポーツに関する専門性を有するスタッフの配置が欠かせない。障害者スポーツ施設の指定管理者である社会福祉協議会や福祉事業団の職員が、施設の運営とあわせて協会の事務局を担当する自治体も多いが、業務の負担と機動力を考慮し、できる限り協会運営に時間の割ける人員の配置が望ましい。

障害者スポーツ組織間の連携、および障害者スポーツ組織と障害福祉団体との連携強化という課題もある。指導者協議会との連携が弱い障害者スポーツ協会や、障害者スポーツ協会と連携していない障害者スポーツ施設もある。このほか、社会福祉協議会や福祉事業団、特別支援学校などと連携していない、あるいは連携が弱い障害者スポーツ協会もある。障害福祉分野における障害者スポーツの位置づけは、スポーツ組織との関係構築と同様に重要な課題である。

日本障害者スポーツ協会は、都道府県と政令指定都市の障害者スポーツ協会と指導者協議会がそれぞれ集う「障害者スポーツ協会協議会」と「障害者スポーツ指導者協議会」の連絡会議を毎年開催しているが、協会と指導者協議会の連携促進を狙いに、2011年度から両者の会議を合同で開催している。こうした取り組みの成果が期待される。

3. 人材の確保：スポーツ関係人材の参画と指導機会の拡充

地域のスポーツ現場には、障害者や障害者スポーツの知識のある指導者が少ない。一方で、日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員の中には、活動できる現場がない者も多い。こうしたミスマッチングは、一般のスポーツ指導者にも共通する問題である。

指導者個人を対象とした調査によると、現場での指導の中心は、中級または上級指導員であることが多い。このことから、障害者のためのスポーツ活動の充実のためには、高い専門性を有する中級および上級指導員を増やすことが不可欠といえる。スポーツ基本法を受けて、対応を求められている今、地域のスポーツ指導者が障害者のスポーツにも参画するような仕組みづくりが重要である。これまで、障害者のスポーツ競技大会などのイベントのサポートを通じて、日本体育協会の公認指導者が障害者スポーツ指導の現場に加わった例は少なくない。日本体育協会の公認指導者を対象とした中級指導員の講習会の人気が高まっていることから、障害者のスポーツ指導スキルに対するニーズがあることは確かで、都道府県の初級指導員の養成講習会についても、広くスポーツ関係者に周知するべきであろう。

スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携が、前述のスポーツ推進委員も含めて、障害者と接するスポーツ関係者の絶対数を増やすことで、質の高い障害者スポーツ指導者の確保が期待できる。

一方で、障害者へのスポーツ指導を希望しながら、活動の機会に恵まれない障害者スポーツ指導員の活用も重要な課題である。日本障害者スポーツ協会の公認指導員は、人口規模の小さい町村ではその存在があまり知られていない。このため、自治体が開催する障害者のためのスポーツイベントやスポーツ教室の人材として十分活用されていない。都道府県や都道府県障害者スポーツ協会は、公認指導者とその人材バンクでもある指導者協議会の社会的意義と役割を市区町村の関係者に周知し、指導員の活躍の場の拡充に努める必要がある。

4. 障害者スポーツ施設を拠点とした連携

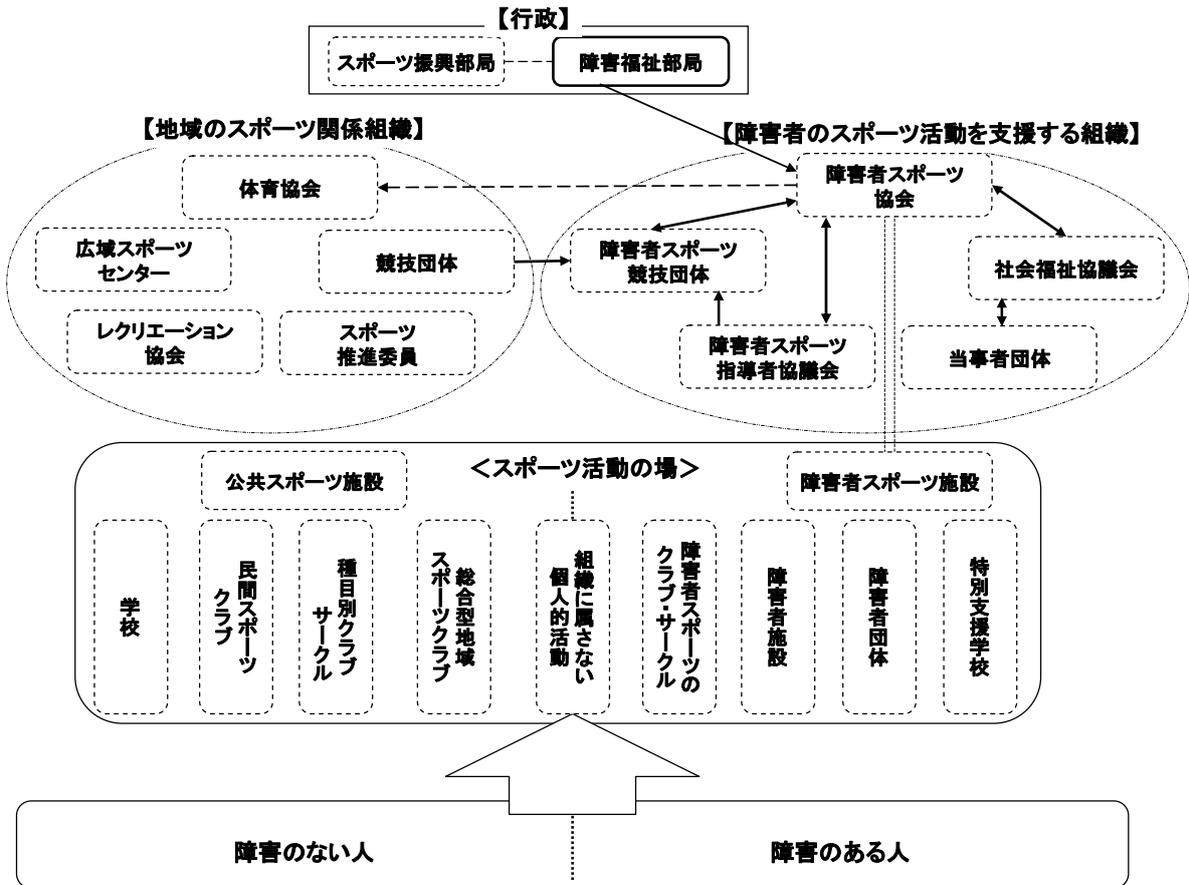
配慮を必要としない障害者は総合型クラブなど身近な地域でスポーツに参加し、配慮が必要な主に重度の障害者は障害者スポーツ施設でスポーツに参加している。スポーツ組織と障害者スポーツ組織が連携・協力し、適切な役割分担をすることで、障害の種類や程度が多様な障害者のスポーツ参加の選択肢を広げていくことが重要である。

連携の拠点として、全国に100以上ある障害者スポーツ施設を活用するのはひとつの方法である。付帯施設の状況や立地条件による違いもあるが、独自の地域指導者の養成やサテライト施設の設置など、県の障害者スポーツの拠点施設として充実を図る長野県のサンアップルや、施設を拠点に総合型地域スポーツクラブを運営している高知県立障害者スポーツセンターなどは他県にも参考となる事例である。総合型クラブをはじめとする地域のスポーツクラブや公共施設は、障害者スポーツ施設や障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会などのサポートを受けながら、可能な範囲で障害者を受け入れる。障害者スポーツ施設はその専門性を活かし、地域への指導者派遣や巡回指導、指導ノウハウの提供などを行い、施設でさまざまな障害者にスポーツの場を提供しながら、地域での障害者のスポーツ活動を活性化させる。このような地域と専用施設による活動をつなぐ仕掛けとして、障害者と健常者の交流を目的としたスポーツプログラムを活用することもできるだろう。

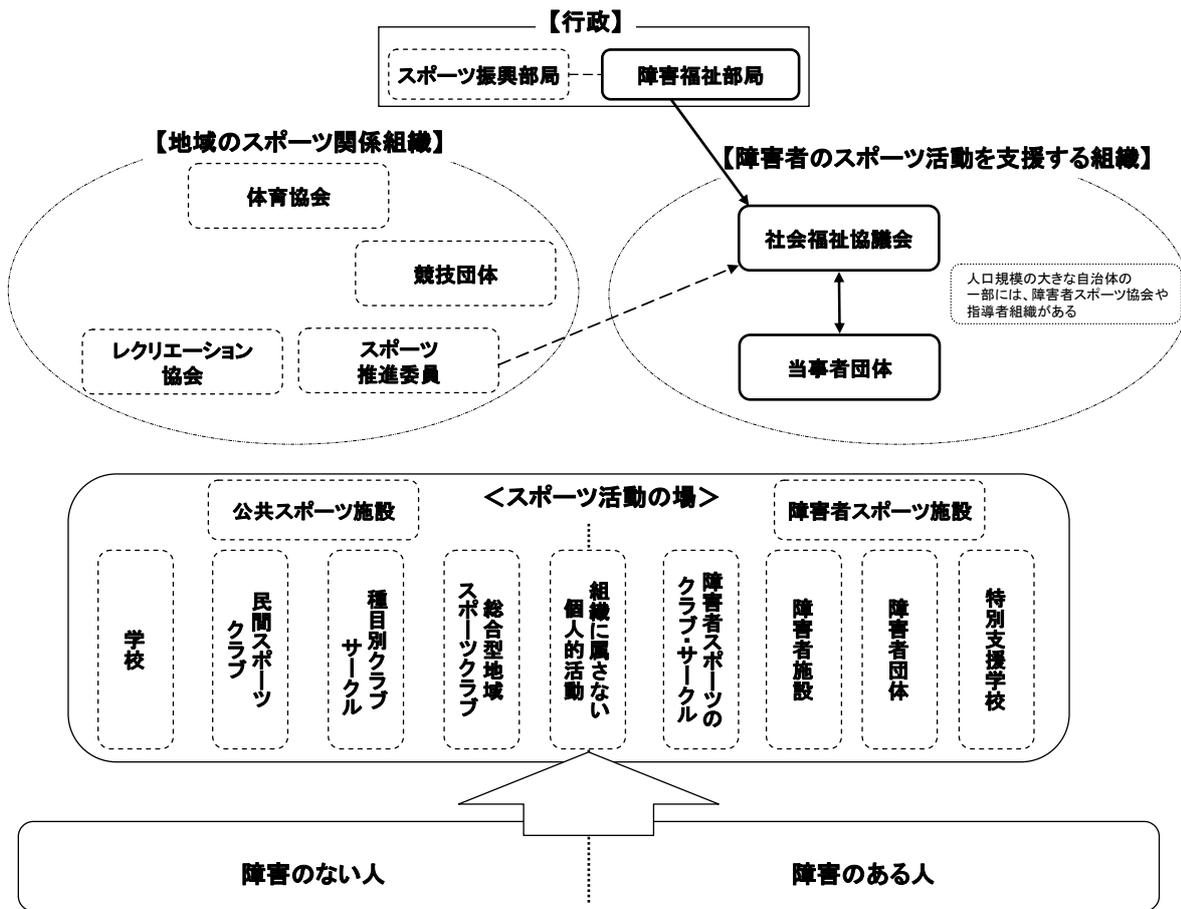
図表5-2に都道府県、図表5-3に市区町村を単位にした、障害者のスポーツを取り巻く現在の環境を示した。そして、ここまで述べてきた提案により、その環境の改善が図られる状況を模式化したのが図表5-4である。

今回の調査では、主に障害者にスポーツを提供する側から、障害者のスポーツ参加の現状把握に努めた。今後は、障害者本人の意識やニーズ、障害者の日常生活を支援する組織や施設における障害者スポーツに対する認識などについても調査し、障害者のスポーツ参加を促進するための課題解決に資するデータの収集・分析を行う必要がある。

図表 5-2 障害者のスポーツ活動を取り巻く環境(都道府県)



図表 5-3 障害者のスポーツ活動を取り巻く環境(市区町村)



図表 5-4 スポーツ組織と障害者スポーツ組織の連携像

